

改正案	現行
<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務）</p> <p>第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。</p> <p>イ〜へ 〔略〕</p> <p>ト 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構</p> <p>二 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものとする。</p> <p>一〜五 〔略〕</p> <p>六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務）</p> <p>第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる金融機関その他の者（以下「金融機関等」という。）から資産を買い取ること。</p> <p>イ〜へ 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものとする。</p> <p>一〜五 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>

(特定整理回収協定)

第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 [略]

一の二 特定協定銀行は、前条第一項第一号ニからトまでに掲げる金融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り三年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

二・三 [略]

2・3 [略]

(資産の買取りの決定等)

第五十五条 機構は、第五十三条第二項各号に規定する資産の買取りの申込みを受けたとき若しくは同項第三号から第六号までに規定する入札に係る資産の買取りを決定しようとするとき又は当該入札への参加を決定しようとするときは、次条の基準に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件又は当該入札における入札価格その他の条件を定めなければならない。

2・3 [略]

(特定整理回収協定)

第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 [略]

一の二 特定協定銀行は、前条第一項第一号ニからヘまでに掲げる金融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り三年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

二・三 [略]

2・3 [略]

(資産の買取りの決定等)

第五十五条 機構は、第五十三条第二項各号に規定する資産の買取りの申込みを受けたとき若しくは同項第三号から第五号までに規定する入札に係る資産の買取りを決定しようとするとき又は当該入札への参加を決定しようとするときは、次条の基準に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件又は当該入札における入札価格その他の条件を定めなければならない。

2・3 [略]

(課税の特例)

第七十六条 [略]

2 [略]

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取り(平成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合、株式会社企業再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合)は、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

4 [略]

(課税の特例)

第七十六条 [略]

2 [略]

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取り(平成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合、株式会社企業再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合)は、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

4 [略]

○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応）</p> <p>第四条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 金融機関は、中小企業者であつて株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十六条第一項に規定する対象事業者であるもの又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項に規定する対象事業者であるもの（以下この項において「対象事業者」という。）に対して有する債権について、株式会社企業再生支援機構から株式会社企業再生支援機構法第二十六条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあった場合又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあった場合には、当該対象事業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、これに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>4〔略〕</p>	<p>（中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応）</p> <p>第四条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 金融機関は、中小企業者であつて株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十六条第一項に規定する対象事業者であるもの（以下この項において「対象事業者」という。）に対して有する債権について、株式会社企業再生支援機構から同条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあった場合には、当該対象事業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、これに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>4〔略〕</p>

改正案	現行
<p>附則 （事業税の課税標準等の特例） 第九条〔略〕 2～14〔略〕</p> <p>15 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二十条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。</p>	<p>附則 （事業税の課税標準等の特例） 第九条〔略〕 2～14〔略〕</p>

改正案	現行
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条〔略〕 2・3〔略〕 4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二〔略〕 三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務 イ 次に掲げる事項の認可に関すること。 （1）設立 （2）会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 （3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議 （4）定款の変更の決議 （5）合併、分割及び解散の決議 ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条〔略〕 2・3〔略〕 4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二〔略〕</p>